

## (臨時的対応)指定ごみ袋以外のごみ出しを可能とします

南越清掃組合が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)について、一部販売店において、品切れや品薄の状況が生じています。そのため、臨時的対応として、「指定ごみ袋以外のごみ袋」でもごみを出すことができるようにいたしました。

### 指定ごみ袋以外の袋でのごみの出し方

使用できる袋	<p>○透明または中身が見える半透明の袋で、容量は <b>45ℓ</b>(指定ごみ袋大サイズ) <b>以下</b>のものとしします。</p> <p>※必ずマジックなどで「燃やせるごみ」「プラほうそう」と大きく<b>手書き</b>してステーションにお出してください。</p> <div data-bbox="395 907 970 1176"></div> <div data-bbox="975 907 1437 1279"><p><u>ごみ袋として使用できないもの</u></p><ul style="list-style-type: none"><li>・他市町の指定ごみ袋</li><li>・破れやすい袋</li><li>・水分が染み出る袋</li><li>・口を縛れない袋</li><li>・紙袋</li><li>・段ボール</li></ul></div>
注意事項	<p>(1) 分別方法に変更はありません。</p> <p>(2) 指定外ごみ袋でごみを出す場合には、必ずごみの種類をご記入ください。</p> <p>(3) 指定ごみ袋で指定と違う種類のごみを出すことはおやめください。</p> <p><b>※上記の注意事項が守られていないごみの回収は行いません。</b>なお、ごみ袋に名前を記入するなど、区で決められているルールに従ってごみをお出してください。</p>
期間	<p><b>令和8年5月25日～6月30日</b></p> <p>(状況によって延長あり)</p>